

令和3年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月5日(木) 13時30分から14時27分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (15名)

会長	19番	原	心一			
会長職務代理	7番	森安	正			
委員	1番	水田	義郎	4番	森田	良彦
	8番	宗石	和彦	10番	西岡	久
	12番	三木	克司	13番	上島	陽子
	15番	小松	和啓	16番	三谷	富重
	18番	岡本	博臣	6番	堤	昭雄
				11番	山崎	彰
				14番	鍵山	佳広
				17番	山内	茂

4. 欠席委員 (4名)

2番	平山	則雄	3番	横山	実男	5番	岡田	修一
9番	西村	広幸						

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	下限面積の設定について
	第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第7号	使用貸借返還通知報告について
	第8号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第9号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第10号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第11号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	川村	周作
農地主事	森本	宏
農地係長	公文	直樹

7. 会議の概要

議

長

開会(13時30分)
皆さん、こんにちは。大体予定の人が出席されましたし、定刻になりましたので、ただ今より本日の会を進めたいと思います。大変暑い日が続いておりまして、今日は午後になってくると若干曇ってくるような感じもありますが、台風の影響じゃないかなあというふうな心配もしております。早生の稲刈りも徐々に始まっていますが、これからそれぞれ皆さん暑い中大変お仕事ご苦労と思いますが、十分にですね、体には注意をさせていただいて作業に励んでいただき

たいというふうに思っています。今日はですね、議案書の訂正がありますが、後の方でお願いをします。そして本日の議事録の署名人につきましては森田委員、梶委員にお願いを致します。それから本日欠席届が出ておりますが、平山委員、岡田委員、西村委員、横山委員の4名から欠席の届出が出ておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは議案に沿いまして順次進めていきたいと思しますので、最初に訂正の方からお願いをします。

事務局

議案の訂正を致します。議案書の2ページをお開け下さい。事務局の方で✕にしておりますが、3条の申請の番号が4番、こちらが取り下げになっております。それで資料の方もこの4番に関しては外しております。

続いて9ページをお開け下さい。使用貸借終了の返還通知です。解約事由のところに追加です。耕作不便、低生産地のためというのがちょっと抜かっております。申し訳ありません。耕作不便、低生産地のためという理由が抜かしておりましたのでお願いします。以上です。

議長

それでは議案に沿いまして進めていきたいと思しますので、よろしくお願いをします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町戸板島字下川原543番1、地目は畑、面積は135㎡、外2筆、計3筆で合計面積が425㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は10,446㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、経営規模拡大、資料は1で10a当たり3,115,000円で総額1,323,875円です。

2番に移ります。権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町橋川野字宮ノ西205番、地目は畑、面積は42㎡、外2筆、計3筆で合計面積が164㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,973㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族からの受贈、資料は2になります。

続いて3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町清爪字西ノ岡43番1、地目は田、面積は370㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は12,879㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3で10a当たり135,135円で総額50,000円です。

4番につきましては、冒頭の議案訂正で申しあげましたとおり、今回の議案から外します。議案書作成の時点で、譲受人の耕作地の中に一般住宅が建っていることがわかりましたので、担当している行政書士にお伝えし、違反転用を是正したのちに改めて3条を出していただくようお願いをしております。

続いて5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町山崎字上高尾110番1、地目は畑、面積は504㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由はその他(空き家バンクの登録物件)、譲受理由はその他(空き家バンクの登録物件)、資料は5で宅地、建物込で総額2,500,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

議案第1号につきまして先ほど事務局より説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思しますので、皆さん方からご質問を受けたいと思っておりますが、何かありませんかね。

ごめん、1番はこれ、あの、現在、農地になっちゅう畑ってなってますけど、今までに何か耕作されよった形跡ってというのはありますか。

事務局 事務局川村です。現地を見ましたけど、特に何か植えて作物を作ってるような感じではありませんけど、自己保全という形で管理をしています。以上です。

議長 自己保全ということで管理をされちゅうということですが、たぶんこれ■さんがすぐ隣にですね、予冷庫が建ちちゅうと思います。写真の1-2の②、ネット張ちゅうところがありますけど、ネットの内側コンテナ積んでるところの場所になってますが、規模拡大をするんじゃないかろうかというふうに思っていますけど、3年3作がありますので、地元の方はですね、十分注意をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。他に何かありませんかね。はい、どうぞ。

委員(6番) 5番の空き家バンクの件ですが、この別筆というのは、これは墓、お墓。ということを持ち主の方が、売った方のお墓です。

議長 墓も一緒に売られるがですか。

事務局 別筆なのでこれだけは、お墓のまま置くんじゃなくて処分はするけれども、ここ筆が別れてるのでここだけ外して売買をされています。

議長 お墓の部分は分筆しちゅうっていうことよね。はい。他に何かありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

1番、申請地は物部町安丸字戊地1070番1、地目は畑、面積は297㎡の内69.83㎡、外1筆、計2筆、合計面積73.99㎡、申請人、香美市物部町安丸1112番地、■、転用目的は墓地、通路、申請事由は、「数年前から母が認知症になり、自宅で介護をしていたが、家の出入り口への既存階段は急坂で危険性も高く、使用しづらかった。母のリハビリや車いすでの移動のために平成31年4月頃舗装した道路が必要となり、作りました。昨年4月に母が亡くなり、墓地が必要になったが、既存墓地は山間部で不便なため参拝や維持管理しやすい同地に墓地を作り改葬したいです。上記の通路も墓地への進入路として今後も利用するため必要です。」ということです。

資料は6で農地区分はその他の農地(第2種農地)、調査員は岡本委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種

農地、第2種農地及び第3種農地のいずれも要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。

すいません、補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、ちょっとご説明が長くなりますけど、令和2年第7回、7月の定例会において諮問、審議させていただき議決している案件です。高知県の許可については、平成29年9月11日に許可となっており、資料6-2の写真のとおり墓地が完成しています。すいません、資料6-2を見て下さい。

しかし、墓地の転用許可面積は、32.76㎡で許可されていましたが、令和3年7月26日に農業委員会事務局が計測したところ32.76㎡より面積が広がって完成しました。

農業委員会事務局で墓地を計測するまでの経過についてご説明させていただくと、今回申請する墓地の隣に、令和3年、第3回、3月の定例会において、転用目的が同じ墓地の申請が、既にあります。これは2つ目の墓地となりますけど、この分については高知県の許可は、まだ許可されていない状態です。資料6-8の図面をご覧ください。この図面が2つ目の墓地の申請図面ですが、資料6-7の一つ目の墓地の許可面積図面と比較した結果、高知県農業基盤課から資料6-8の既存の墓地は形状が違うという指摘を農業委員会事務局が受けました。この状況を申請者と行政書士に話をしました。この対応について高知県農業基盤課に問い合わせたところ、既に許可しているものなので、取り下げではなく、高知県が職権で取り消すこともしない。申請者が取り消し願いを提出してくださいとのことでした。

取り消し願いの資料は、資料6-3です。資料6-4をご覧ください。この図面が完成図面になり、今回再度申請する図面となります。通路の面積は、当初の計画図面と変更はありませんが、墓地の面積が、計画時は32.76㎡、完成時は39㎡と6.24㎡増加しています。資料6-2の現地写真をご覧ください。面積が増加した理由は、墓地の周りをブロックで地面より1段高くして墓石との間に碎石を敷き、犬ばしりのように墓地を強化しています。この部分の面積が広がっています。この点につきまして、施工した石材業者に問うと、草が生えないように、よかれと思って施工したという返事でした。

高知県農業基盤課は、2つ目の墓地を許可するには、一つ目の墓地の是正をしないと許可できないとのことでした。一つ目の墓地については、令和2年12月9日に、農地転用許可後における工事完了報告が香美市へ提出され、香美市から高知県へ提出しています。その際に、■■■■氏から行政書士へ「工事が完成したので、写真を添付します。後処理をよろしくお願いいたします。地鎮祭の時、方位が悪いと神職の指摘により、図面から反時計回りに90度回転しています。」という連絡を文書で行政書士が受けています。このことについて、行政書士から農業委員会へ連絡を受けていますが、墓石の向きが変更したことだけであって、墓地の面積が変更したことの報告はありませんでした。今回、高知県の指摘があり、行政書士が現地へ測量に行き、墓地の面積が増加していることが分かりました。

香美市の墓地の担当は、環境上下水道課の環境班であります。環境班との協議も行っていますが、墓地が完成した時に現地を環境班が確認しています。墓地については、申請地から5m以内は同意を得ることが必要ですが、この際に集めた同意の1箇所について、同意が所有者からではなく親族の同意を得ている箇所がありました。墓地の担当係と■■■■氏の間で話をし、同意書が必要でなくならせる為に、墓地の申請面積は20㎡としたことで隣接地との距離を5m以上離れたそうです。その時点で農業委員会にも変更の申請が出てこなければなりません。確認したところ提出されておられません。農業委員会への申請における墓地の面積は32.76㎡です。これは、墓地埋葬法における許可可能面積は、おおむね33㎡となっており、ギリギリの面積となっています。一つ目の墓地については、環境課の許可面積は20㎡であり、現地では20㎡の墓石があることを現地で確認してきたことで終わっています。その際に、許可面積以

上の墓ができていたことは、環境班から農業委員会に報告がありませんでした。農業委員会は現地の確認はしていませんが、行政書士から農業委員会へ報告があった際には、墓地の配置は変更していますが、面積は変更していないということで高知県へ報告致しました。まさか許可面積以上のものができているとは思いませんでした。高知県からは、許可の際に、申請者宛の許可条件の文書もあり、香美市を經由して申請者に送っています。その内容については、「1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供してください」、「2. 許可にかかる工事が完了したときは、遅延なくその旨を報告してください」、注意事項として、「申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期・被害防除措置等を含む）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を附し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります」というものでした。

以前、別件で墓石の周辺に計画とは違うスロープができていたこともありましたが、その際にも許可のやり直しをして定例会にかけております。

墓地の施工業者は、あまり面積にこだわらず、 氏も少し墓地が大きくなったことは感じていたそうです。今回、隣接地に墓地を建設するため、特に目立ちました。一つ目の墓地は、 氏の母の墓地と親族の墓地を作り、二つ目の墓地は、叔父の家系の墓地を作るそうです。環境班も、この二つの墓地を一体化と考え、これ以上面積が増えることはよしとしていません。また、継ぎ足し、継ぎ足しで墓地を建設することもよしとしていません。農業委員会は取り消しの手続きをとりますが、環境班は手続きをやり直すことはせず、一つ目の墓地は20㎡、二つ目の墓地は14.7㎡、合計で34.7㎡として、33㎡、10坪をおおむね1.47㎡超えています。環境班の見解では、改葬する場合、33㎡以上にもととの墓地があった場合は、その大きさと同じぐらいの墓地を作っても良いことになっているそうです。なお、取り消し願いの様式には、農業委員会会長名の副申書が必要ですので、ご審議いただいた後、香美市農業委員会の意見を付けて、高知県に進達します。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。すいません、調査員の岡本委員、補足をお願いします。

委員（18番）

大体中身はわかったのではないかと思います。資料の6-1をお願いします。県道久保大宮線を大栃から4キロ程行ったところにある安丸というところ。安丸郵便局の手前200mを県道から約60m位上にあがったところで、先程事務局から説明がありましたが、令和2年7月2日と令和3年3月4日に農地転用の4条申請があったところです。資料の6-2をお願いします。上の写真は左側の下の①の方から見た写真です。下の写真は②の方向から見た写真で墓地の後ろ側にあります家が申請者の住宅です。次、資料6-3をお願いします。これはあの令和2年7月2日に委員会で議案にかけた1070番1と1070番2については許可の取り消しをお願いしてあるということです。その資料です。次、6-4ですが、令和2年7月2日の議案にかかる図面では1070番1については297㎡の内㎡の内墓地32.76㎡、通路30.83㎡、合計63.59㎡、1070-2については39㎡の内4.16㎡を通路として申請しております。今回は1070-1については297㎡の内、墓地39㎡、通路30.83㎡、合計59.83㎡。1070-2については39㎡の内4.16㎡を通路とするということで通路の面積はわかりませんが、墓地の面積が6.24㎡計画により広がっております。それと説明がありましたが、墓地の許可面積が上限が33㎡ですのでこれを6㎡超えております。これ聞いた話では墓地を請け負った業者が良かれと思って、計画より広く建立したため最初の許可を取り消して、今回実際の大きさに合わせて再度申請し直して許可を取るようになったそうです。

これが通らないと令和3年3月4日に議案にかけた資料6-8の墓地の転用申請が通らないようです。次は資料6-5ですが、事業計画書では隣接者全員の承諾に至ってない。資金計画等も添付されております。6-6ですが、墓地として転用する場合は隣接地の同意が必要ですが、前回同様、今回も3名の方から同意は貰えておりませんので被害防除計画を添付されております。日照、排水、通行面におきましても現地確認の結果、周囲に及ぼす影響はほとんど無いと思われまます。同意がもらえてない土地の地番は前も説明しましたが、前回と同じで資料6-4に表示されてます。下側1060とそれから1062番、左側になります1075の3、この3筆です。次に資料6-7ですが、これは事務局から説明がありましたが、令和2年9月2日開催の、委員会において議案にかけられた許可申請図面です。次6-8ですが、これは3年3月4日に議案にかけられた許可申請図面です。以上です。

事務局

すみません、補足の補足の補足になります。

石材店でですけども、こちら事務局の方から係長と自分がちょっと、お伺いしまして、どことは言わずに最初、「石材店のある近辺のお墓についてはひよっとしたら依頼があるかも知れませんが、県知事の許可等を得て農地に墓地をつくる場合には計画書の通りに作って下さい」というお話をしました。ちょっと心当たりがあったらしくって逆に向こうの方がお客さんの名前を出して「ここじゃないですか」というふうにおっしゃってくれたので、「あっそうです」ということで改めてお話をして「県知事の許可を得て建てる分については、この計画についての許可であるので、もし計画と違うことをしてしまうと申請者の方に逆に迷惑を掛かってしまうんですよ」とお話をさせていただいたら、それが分かってちょっと困っていると。「お客様の方はたぶん知らないことが多いと思います」というお話をして、なので「お墓屋さんの方で依頼があったときにここは農地じゃないですかという確認と、もし農地であれば市の方に環境と農業委員会の両方に申請がいきますよということを、ちょっとひとこと言ってくださいね、届けがいきますよと言って下さいね」ということと「許可が出ていざ建てるになったときには、許可申請で、これについて許可ができましたという設計図に従って、良かれと思うても大きくせんようにして下さい」というふうにお願ひしてきました。快く「そうですね、じゃあ、次からそうします」というお話で受けていただきましたので、そのこともお伝えしておきます。以上です。

議長

以上、詳しく説明がありましたが、この件につきましてですね、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

なかなか自分が当事者になってくるといろいろ勉強せなあいかんですけど、こういうところですね、説明を受けるだけではなかなか難しいき、理解しにくいところもあるわけですが。事務局はですね、事務局なりに大変お忙し中、本人、お墓屋さん、それと行政書士とですね、いろいろな窓口の方でお話し合いをしたりしてですね、また田向いたりして大変御足労をかけちゅうと思いますが、何かこれから先のことになるろうかと思いますが、皆様方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段無ければこれで採決したら、農業委員会は一応許可になったということでもいいわけですよ。

事務局

すいません、会長。

議長

はい。

事務局

すいません、補足の補足ですけど、お墓屋さんが図面を作ってきましたけど、はっきり墓石のところだけしか縦横ちょっと書いてきてなくて、それを行政書士の方が大体で図面を作ったってことがありまして、2回目、墓を作る時も

墓石屋さんが全体の面積を14.7になるような図面を、墓石屋さんが作ってくる図面というのは大体どういう形でどういうイメージっていう形ですけど、感じで環境班も捉えてたということですけど、これから転用面積がちょっと変わってくるということになるということなので行政書士の方へお墓屋さんが作ったちゃんとした面積のある図面を出してもらおうようにちょっと依頼をしています。それで環境班とそれから農業委員会の方へお墓屋さんが作った14.7です。それで、ちょっと通路とかも今度作るようになりますけど、お客さんが把握した面積の図面を自分のところでちゃんとした施工をしていただいたら、施主の方に気を使ってちょっと大きくするとかそういうことが無くなると思いますので、そこら辺の行き違いを無くすようには[]さんにも今日ちょっとメールで送って面積が超えないような手立てをするようにはちょっと改善するようには伝えましたので。以上です。

議 長 以上説明がありました。皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思います。

なかなかこう理解しにくいところがあるようにも思うわけですけど、何かご質問があれば受けたいと思います。格段無ければですね、委員会では今月は採決をしてですね、これを県の方に送るという方法で進めたいというふうには思います。

委員会が格別転用について面積の若干のずれとかいうことについてはですね、問題が無ければですね、そのまま送るということになるかと思えます。ご質問は格段ありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 無いようでしたらですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——— 異 議 な し ———

議 長 それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号、農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字大木谷ゾエ951番2、地目は田、面積は132㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は霊園、転用事由は「当法人が永代供養墓地経営をするにあたり、既存の納骨堂では手狭になった為、寺周辺の土地を買取り、墓地の規模を拡大する予定である。寺による墓地管理を望む檀家も多い。墓地の規模としては、現経営で管理しうる程度で考えた結果、本面積程度が適当として計画をしている。」ということです。

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は7で調査員は竹村推進委員です。以上です。

議 長 すいません、推進委員竹村さん、補足をお願いします。

推進委員 (14 番) 資料7-1を見てもらいたいですけど。ここに■■■■と■■■■っていうのがありますけど、その周辺が大体■■■■が所有してる土地で特に951-2の上まで全部もう所有してますけど、この土地だけ所有抜かっているというんか、今までようしてなかったんですけど、この前7月の13日に■■■■行政書士さんに立ち会ってこの場所を確認し、■■■■がこれを所有したいというので確認しました。以上です。

議 長 はい、有難うございました。■■■■さんはですね、さっき説明がありましたけど、951-2の上っていうたらおかしいけど、写真で見たらここらあたりも全部持ちゅうというところよね。

推進委員 (14 番) そうです。

議 長 ここは上から見るとお墓になっちゅうがですか？木が植わっちゅうだけですか？

推進委員 (14 番) 今のところはヒノキを植えて初盆とかにする杉、ヒノキのやつをやってますけど、ゆくゆくはもう全部墓地にする予定です。

議 長 現在は墓地はありませんか。

推進委員 (14 番) 墓地はこの地図で言いますとこの■■■■の上といいですか、左上ですけども、この辺が墓地になってこれから右手、東へずっと墓地ができる予定です。

議 長 それは永代供養のお墓をここにずっと。

推進委員 (14 番) はい。

議 長 わかりました。
補足説明まで終わりましたので、ただ今よりですね、議案第3号についてご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。格段ありませんか。
お寺によってはですね、建物の外にお墓、石塔というか、そういうものを建てて永代供養するところとお寺の中にですね、位牌だけ並べて永代供養するところがあるがですね。そういう関係で■■■■さんについては普通の墓地のような形をとって、そこに永代供養という形をとるという方式やね。

推進委員 (14 番) 中もありますけど。

議 長 中にも。

推進委員 (14 番) はい、もう中もいっぱいになりまして、外へどうしても出さなあいかんいかなっちゅう。

議 長 はい、わかりました。何かご質問はありませんか。
これから先、子供もどうしても必要になってくると思うます。私も祖父の兄弟が高知におってですね、亡くなりました。兄弟には子供も誰もおりません。そういう関係で私が後預かっちゅうわけですけど、今年の暮れまでには永代供養をしてですね、お墓を移転をして、一か所にまとめる予定をしていますが。そういうことが段々段々増えていきやあせんだらうかなあというふうに思いません。

格段議案第3号についてご質問が無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか

———異議なし———

議 長 はい、それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号、非農地証明願いについて説明致します。
1番、申請地は土佐山田町加茂字下賀茂257番1、地目は田、面積は49㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和61年より、竹及び雑木が生育し、山林となり、現在に至っている。調査員は鍵山委員で資料は8です。以上です。

議 長 すいません、補足を鍵山委員お願いします。

委員(14番) すいません、資料8-1をお願いします。これ、うちのすぐ近くなんですけども。昭和61年にと書いてますけど、なんか僕が小さい時から竹藪状態になってましたと思ってます。それと隣接地の許可はすべていただいておりますので特に問題は無いと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第4号、非農地証明願いについての質疑を行いたいと思います。ご質問があればお願いをしたいと思います。何か質問はありませんかね。
鍵山君が言われるには小さい時からもうこういう状況であったということであるので格段問題は無いと思います。よろしくお願いします。何かご質問はありませんか。

———質疑なし———

議 長 格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

———異議なし———

議 長 それでは議案第4号、非農地証明願いについての賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第5号、下限面積設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号、下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積を現在設定しているものを外すものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。

それでは、議案書6ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明いたします。

変更前の適用する区域である物部町大栃と外2筆、合計3筆については、空き家に付随する農地です。

次に、変更後の農地法施行規則第17条第2項について、物部町山崎字上高尾110番1を外します。これは、今回の定例会の議案第1号、申請番号5で諮問され、所有権移転売買によるためです。以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案第5号につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。この件につきましてはですね、香美市においてはもうすでに何件も下限面積を変更することをしてまいりましたので皆さん方にはご理解をいただいていると思います。格段ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無ければですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 それでは議案第5号、下限面積設定について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして、議案第6号、農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町佐野字下モヤマウチマル327番、地目は田、面積は1,958㎡、外1筆、計2筆で合計面積、2,539㎡、貸人及び借人は議案書のとおりです。成立日、解約日は令和3年7月1日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は売買のためです。

2番、申請地は土佐山田町佐野字下モヤマウチマル346番1、地目は田、面積は297㎡、外3筆、計4筆で合計面積、924㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年6月30日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は土佐山田町佐野字上ヨシムラ丸198番、地目は田、面積は2,468㎡、外1筆、計2筆で合計面積が4,372㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年6月30日、解約理由は借り手変更のためです。

4番、申請地は土佐山田町間字時戸丸63番、地目は田、面積は1,346㎡の内1,110㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年7月5日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議長 はい、議案第6号につきまして説明がありましたが、この件につきまして皆様方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

— 質 疑 な し —

議 長 格段無いようですので、議案第6号についてはですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
引き続きまして、議案第7号、使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第7号、使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町本村字ヨコマクラ11番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は567㎡、外5筆、計6筆、合計面積5,020㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年7月8日、引き渡日は令和3年10月1日、解約理由は体調不良のため、耕作不便、低生産地のためです。以上です。

議 長 報告案件ですので■■■さん、構いません。座つちよって構いません。
■■■さん、これ何、作りよった。

委員 (■■番) 柚子を作っていました。

議 長 それ、解約するには柚子は除けます？

委員 (■■番) 他の方にちょっと色々ありますけど、昨年暮れにですね、病気しまして、それで体力に自信がなくなったのと、お医者さんがあんまり重いものを持ったらようないということと言われて、それと利用権の設定した時期が3月でしたわ、そしたら、柚子植えてしばらくしたら杉田の堰堤に水を溜めてそれから水路を通して水を入れてますわ、田んぼに、そしたら水路が壊れているのか水がごうごう流れてきて、柚子を植えたところもなかなか排水が悪くなってなかなか柚子が育たん状態でしたので、まあなかなかそれを解消するには結局高畝にして植え直さんといかんということもありませんしもうこの際他の方に、若い方をお願いして一応承諾は貰ってますけど若い方に、その人に作ってもらうように。とりあえず今年年内の作業は一応やって次の方に譲ろうかなということなんです。

議 長 はい、わかりました。ご苦勞様でした。
この件につきましてですね、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

— 質 疑 な し —

議 長 格段無ければ、議案第7号につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
続きまして議案第8号、農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第8号、農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請地は土佐山田町宝町1丁目57番、地目は畑、面積は413㎡、外1筆、計2筆、合計面積766㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は香美市役所職員駐車場及び日曜市の出店者、米客者の駐車場、資料は9で、調査員は事務局川村です。

2番、申請地は土佐山田町東本町1丁目16番、地目は畑、面積は201㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は本造2階建て、資料は10で、調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今の件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かございませんかね。

ごめん、2番案件のですね、写真、10-2の下段の写真、上段も一緒やけれども、これ右半分くらいの②の分で右にシャッターが付いた車庫がありますが、ここまでずっと一緒やと思うけど、これは筆が分かれちゅうきこういうことになっちゃうがですか。

事 務 局 そうです、筆が分かれてまして、こちらの方だけ農地になってましたので。

議 長 資料10-1、左側の写真見てもらったら航空写真ありますが、青く塗られちゅうところの右側は一体化してますけど、左側だけが宅地やけれども、農地で残っちゃったということの理解でお願いをしたいと思います。ここは市街化区域内ですので格段問題は無いと思いますが、この家についてはですね、亡くなられた■■■■のお姉さんやったか、妹さんにやったかどっちか、■■■■さんと言いますが、その人がここへ家建てちよったがですけど、東京の方においてですね、こっちへ帰るといふうなことでここへ家を建てたがですけど帰らないということになったんで社長の■■■■の名前にこの土地、建物が名義変更されたといふうなことでないかと思えます。以上です。

それではこの件につきまして質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 無いようですので議案第8号についてはですね、報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第9号、農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第9号、農地法第5条届出報告についてご説明させていただきます。

1番、権利の種類は賃貸借権、申請地は土佐山田町旭町1丁目6番2番、地目は畑、面積は317㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は鉄骨造平屋建て倉庫、資料は11で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は賃貸借権、申請地は土佐山田町旭町2丁目10番2番1、地目は畑、面積は157㎡、外1筆、計2筆、合計面積は268㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的はトラックヤード、資料は12で調査員は事務局川村です。

3番、権利の種類は賃貸借権、申請地は土佐山田町旭町2丁目10番9番、地目は畑、面積は181㎡、外3筆、計4筆、合計面積993㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は鉄骨造平屋建て倉庫、資料は13で調査員は事務局川村です。

この5条の届出はその前に4条の届出についても■■■■さんが3条で農地を買うことの是正ための届出になっております。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

———質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、■■■■さん、個人が持っている土地を■■■■に貸したというふうな理解ですかね。ご質問ありませんかね。

———質 疑 な し ———

議長 格段無ければですね、この件つきましても届出の報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
引き続きまして議案第10号、香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第10号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町の農地3筆、合計15,088㎡を農業公社から■■■■の■■■さんが購入し、露地野菜を栽培する予定になっております。

続いて2番、土佐山田町山田の農地、1,380㎡を、農業公社から■■■■の■■■さんが購入し、ニラを栽培する予定になっております。

続いて、13ページにいきます。ここからは通常の貸借権になります。

1番、新規設定です。土佐山田町楠目の農地1,038㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

2番も新規設定で、土佐山田町岩次の農地4筆、合計2,581㎡を、同じ■■■■の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年です。

14ページにいきます。

3番、新規設定で、土佐山田町岩次の農地、1,500㎡を、同じ■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

4番、新規設定です。土佐山田町須江の農地、2,399㎡を、同じ■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

続いて15ページにいきます。

5番、新規設定になります。土佐山田町間の農地、1,346㎡のうち1,110㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、オクラ、春菊を栽培します。貸借権で、期間は10年です。

この案件は報告第6号で、解約された■■■さんの息子さんが改めて利用権を結ぶ形になります。また新規設定となっておりますが、切れたのもう一度本来なら再設定の案件なんですが、期日が一旦切れましたので新規設定になっております。以上です。

議長 議案第10号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方から何かご質問はありませんかね。
格段ありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 それでは議案第10号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第11号その他の件となっておりますが、何か事務局の方ありますか。

その他の件につきまして各段何も無いようですので、一応今回の議案につきましては終了させていただきます。

その他がひとつ残っちゃうそうです。すいません、事務局より説明があります。

事務局

すいません、農振農用地からの除外ですが、例年ですと、7月と1月が締め切りで翌月に農業委員会に諮問をかけるんですが、現在コロナもまた人数が増えておまして、全国で見ると大変な状況になってます。高知県においてもつい先日25人という、ちょっと増えておりましたので、そういうことも考えまして、今月本来ならかける案件なんですけれども、農振除外の件に関しては来月諮問にかけることを予定しております。これもコロナの方がまだまだ収まらずにということであればなるべく短時間で会を終わらせるというふうな流れもありますので、またちょっと延期するかもしれませんが、農振の除外自体ちょっと1年位かけての遅れ遅れになってますので締め切り後すぐ速やかにということも多少融通が利くような状態ですのでコロナとの兼ね合いを考えて議案としてあげたいと思っております。そのことをちょっとご理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長

はい、説明があつた通りです。すいませんが、なるべく早く密にならんように済ましたいという思ひがあつてですね、議案縮小してますんでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは他に無いようですので引き続いてですね、農地利用最適化推進意見交換会を行いたいと思ひますが、少しの間休憩をします。

閉会 (14時27分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原 心一 (原)

署名人

森田良彦 (森田)

署名人

堤 昭雄 (堤)